

静岡県土地利用基本計画書の一部変更(案)新旧対照表

現行（静岡県土地利用基本計画書 R2年3月）			今回（案）			備考
3 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針 (2) 特に土地利用の調整が必要と認められる地域の土地利用調整上留意すべき基本的事項			3 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針 (2) 特に土地利用の調整が必要と認められる地域の土地利用調整上留意すべき基本的事項			(文章の追記)
対象となる 五地域の重 複の組合せ	特に土地利用の調 整が必要と認めら れる地域	土地利用調整上留意すべき基本的事項	対象となる 五地域の重 複の組合せ	特に土地利用の調 整が必要と認めら れる地域	土地利用調整上留意すべき基本的事項	
都市地域と 農業地域又 は森林地域	ふじのくにフロン ティア推進区域 ※1 ふじのくにフロン ティア新拠点区域 ※2	「“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組」の基本理念を踏まえ、自然環境や景観、農林業的土地利用に配慮しつつ、豊かな暮らしの実現に係る土地利用転換を計画的に誘導し、自然と都市機能が調和する魅力ある地域づくりを推進する。土地利用転換に際しては、個別規制法との整合を図りながら、確実性や実行性に留意し、円滑かつ迅速な実施を図る。	都市地域と 農業地域又 は森林地域	ふじのくにフロン ティア推進区域 ※1 ふじのくにフロン ティア新拠点区域 ※2 ふじのくにフロン ティア地域循環拠 点区域※3	「“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組」の基本理念を踏まえ、自然環境や景観、農林業的土地利用に配慮しつつ、豊かな暮らしの実現に係る土地利用転換を計画的に誘導し、自然と都市機能が調和する魅力ある地域づくりを推進する。土地利用転換に際しては、個別規制法との整合を図りながら、確実性や実行性に留意し、円滑かつ迅速な実施を図る。	
—	大規模太陽光発電 施設等の再生可能 エネルギー関連施 設の設置地域	大規模な土地利用転換を図る場合には、開発に伴う影響が広範囲に及ぶことを考慮し、周辺の土地利用状況や自然環境・景観への影響、防災対策、撤退時の対応、地域住民等への説明の実施などに十分に配慮して、関係法令や条例等に基づき適正な土地利用を図る。	—	大規模太陽光発電 施設等の再生可能 エネルギー関連施 設の設置地域	大規模な土地利用転換を図る場合には、開発に伴う影響が広範囲に及ぶことを考慮し、周辺の土地利用状況や自然環境・景観への影響、防災対策、撤退時の対応、地域住民等への説明の実施などに十分に配慮して、関係法令や条例等に基づき適正な土地利用を図る。	
※ふじのくにフロンティア推進区域とは、ふじのくにフロンティア推進区域設置要綱に基づき、市町の申請を受け知事が指定した「県指定区域」及び総合特別区域法の規定に基づく指定申請に掲げた事業に係る区域のうち、市町の申請に基づき県が指定した「総合特別区域」をいう			※1 ふじのくにフロンティア推進区域とは、ふじのくにフロンティア推進区域設置要綱に基づき、市町の申請を受け知事が指定した「県指定区域」及び総合特別区域法の規定に基づく指定申請に掲げた事業に係る区域のうち、市町の申請に基づき県が指定した「総合特別区域」をいう ※2 ふじのくにフロンティア新拠点区域とは、ふじのくにフロンティア推進エリア設置要綱に基づき、市町の申請を受け知事が認定した推進エリア内の新たに整備を行う拠点の区域をいう ※3 ふじのくにフロンティア地域循環拠点区域とは、ふじのくにフロンティア地域循環共生圏設置要綱に基づき、市町の申請を受け知事が認定した地域循環共生圏内の新たに整備を行う拠点の区域をいう			(文章の追記)